

職場体験事業実施要領

1 目的

福祉・介護の仕事に関心を有する者に対して、福祉・介護の職場を体験する機会を提供し、実際の職場の雰囲気やサービス内容などを直接知ることができる環境をつくり、また事業所には福祉・介護の仕事に関心を有する者のパーソナリティを理解してもらうことにより、人材の参入を促進し、福祉職場への円滑な就労を支援すること及び、職場体験を通じて、就労意欲のある就職希望者の就労支援を行うことを目的とする。

2 実施主体

三重県、社会福祉法人三重県社会福祉協議会三重県福祉人材センター（以下「福祉人材センター」という。）

3 事業の概要

本事業は、福祉人材センターが職場体験の受入社会福祉施設・事業所（以下「受入れ事業所」という。）の協力を得て、福祉・介護の仕事に関心を有する者からの申請に基づき、適宜調整し職場体験を実施する。また、職場体験に参加する事前学習、福祉未経験者への啓発のために職場体験動画を制作する。

4 実施期間

令和5年5月～令和6年2月（予定）

5 参加対象者

- (1) 福祉・介護の仕事に関心があり、将来的に福祉・介護の現場で働くことを希望している者とする。
- (2) 職場体験参加への資格の有無は問わないものとする。
- (3) 以下の場合には本事業の対象外とする。
 - ・他の事業や制度により助成金・補助金等を受け体験が実施されている場合
 - ・採用面接を既に実施している者の体験受入れ等、受入れ事業所の採用活動の一環とみなされる場合

6 受入れ事業所

県内の高齢者、障がい者、児童関係の施設・事業所で、三重県社会福祉協議会会長が職場体験の受入れ事業所として適当と認めた施設・事業所とする。

7 実施内容

(1) 受入れ事業所の募集、登録及び体験者受入れ

<概要>

福祉人材センターは受入れ事業所を募集し、体験者の受入れを承諾する事業所は受入れ事業所登録を行う。体験者の希望に基づき期間等を調整し、受入れ事業所の求人内容に合致した業務の職場体験を行う。

- ・体験初日にはオリエンテーションを実施する。体験実施日以前にオリエンテーション等を行うことも可能とするが、その日は体験日に含まないこととする。
- ・1日の体験は原則6時間以上8時間以内とし、夜勤・宿直業務は原則として行わない。
- ・指導担当者は受入れ先の職務内容に詳しい職員が対応すること。
- ・体験内容は、見学のみにならぬよう見学に加え体験（補助業務）も行うよう配慮すること。
- ・天災や事業所都合等のやむを得ない事情により計画日に受入れができなかった場合、また天災等により福祉人材センターの判断で計画日の受入れを中止した場合、振替日を計画することとする。
- ・受入れ事業所が体験者に対して検便や健康診断等を求める場合、その際に発生する費用は体験者側の負担とする。ただし、必要最小限の検査に留め、検温等他の方法で健康状態の確認を行う等、なるべく体験者の負担が少なくなるよう留意する。

(2) 職場体験の参加

<概要>

受入れ事業所を訪問し担当者の指導の下、利用者との交流、利用者の介護・介助、作業補助等実際の仕事を体験する。

- ・職場体験は体験者1人当たり2日以上10日以内で、原則1日6時間以上8時間以内とする。
- ・開始時間及び終了時間は原則受入れ事業所の決めた時間とする。
- ・職場体験の同一事業所への参加は、1人1回限りとする。
- ・体験者1人当たり年間2日以上10日以内であれば、種類の違う複数の受入れ事業所で体験することも可能とする。ただし、1法人における体験日数は2日以上確保する。

- ・体験日数と1日の体験時間について、体験者の年齢や経験等により配慮する必要があると福祉人材センターが判断し、受入れ事業所側の対応が可能である場合は、体験日数を1日、1日の体験時間を6時間未満とすることも可能とする。
- ・職場体験参加への資格の有無は不問とし、給与は支給しない。

(3) 職場体験動画視聴による参加

<概要>

社会福祉施設職場体験動画 「観(み)て体験!福祉のしごと」を視聴し、社会福祉施設における1日の仕事を疑似体験する。

- ・動画一覧(令和5年4月1日現在。令和5年度は新たに1施設制作予定。)

【高齢者分野/訪問介護】社会福祉法人東員町社会福祉協議会

東員町ホームヘルパーステーション ふれあい

【障がい者分野/障害者支援施設】社会福祉法人ベテスタ 障害者支援施設こいしらの里

【児童(障がい児)分野/放課後等デイサービス】一般社団法人楽縁

放課後等デイサービスはぴ・ふれ

【高齢者分野/特別養護老人ホーム】社会福祉法人三重ベタニヤ 特別養護老人ホームアガペホーム

【高齢者分野/通所介護】有限会社桜の里 デイサービスセンター桜の里

※1施設につき約30分〔施設・事業所紹介、1日の流れ(業務の様子)、職員インタビュー〕

- ・「(2) 職場体験の参加」と「(3) 職場体験動画視聴による参加」は併せての参加を原則とする。ただし、体験者が希望する場合は「(2) 職場体験の参加」のみの参加、「(3) 職場体験動画視聴による参加」のみの参加も可能とする。
- ・動画視聴はインターネットに接続したパソコン、タブレット、スマートフォン等が必要となる。

8 事故等への対応

(1) 保険加入等

福祉人材センターは、体験者の職場体験に伴い想定される事故等に対応した保険(ボランティア行事用保険)について加入し、また、そのときに発生する保険費用については、受入れ事業所側の負担とし、その手続きは福祉人材センターで行う。

(2) 健康管理等

施設利用者等のプライバシーの保護や健康管理への配慮については、受入れ事業所で実施するオリエンテーションにおいて十分な指導を行うこと。

9 職場体験の費用

(1) 職場体験の参加及び職場体験動画視聴による参加に要する費用

原則無料

- ・職場体験の参加に係る交通費及び昼食代は体験者負担とする。
- ・受入れ事業所によっては別途健康診断料やユニフォーム代等が発生することがあり、その場合は体験者負担とする。
- ・職場体験動画視聴による参加に係るインターネット通信料は体験者負担とする。

(2) 受入れ事業所への費用の支払い

体験者1人1日当たり「5,920円」とする。

- ・三重県(委託元)は、受入れ事業所に対し、体験者1人につき1日5,920円から保険費用(1人1日28円)を引いた差額(5,892円)に職場体験実施日数を乗じた額を、職場体験事業終了報告書及び職場体験受入報償費請求書の提出後に支払う。

10 個人情報の取り扱いについて

本事業に関し得た個人情報は、受入れ及び連絡調整等、本事業に附随する業務以外の目的で使用しないこととする。また、管理については、三重県社会福祉協議会「個人情報保護規程」に基づき適切に行い、無断で第三者に提供しない。

11 問い合わせ先

社会福祉法人三重県社会福祉協議会 三重県福祉人材センター 職場体験担当

〒514-8552 三重県津市桜橋2丁目131

TEL: 059-227-5160 FAX: 059-222-0170

附則 この要領は、令和5年4月1日から施行する。